

指定訪問介護及び 介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業） 重要事項説明書

1、ヘルパーステーションけやきの概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	社会福祉法人 白生会 ヘルパーステーションけやき
所在地	青森県五所川原市字敷島町1番地3
電話番号	0173-38-3382
FAX番号	0173-33-0661
事業所番号	訪問介護 (指定事業所番号 0270500671)
その他のサービス	介護予防・日常生活支援総合事業 (指定事業所番号 0270500671)
	居宅介護・重度訪問介護 (指定事業所番号 0210400248)
サービスを提供できる地域※	五所川原市・つがる市・鶴田町

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

(令和7年4月1日現在)

職名	資格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管理者 (訪問介護員、サービス提供責任者と兼務)	介護福祉士	1名		あり	1名	介護従業者及び業務の管理
サービス提供責任者 (訪問介護員と兼務)	介護福祉士	2名		あり	2名	利用調整・技術指導 入浴・排泄・食事等の生活全般にわたる援助
介護従業者	介護福祉士	3名	4名		7名	入浴・排泄・食事等の生活全般のわたる援助
	ヘルパー2級	1名	1名		2名	
	事務員	1名			1名	事務全般
	合計	8名	5名		13名	
勤務の体制	24時間体制 電話により、常時対応可					

(3) サービスの提供時間

	通常時間 8:00~18:00	早朝 6:00~8:00	夜間 18:00~22:00	深夜 22:00~6:00
平日	○	○	○	○
土・日・祝日	○	○	○	○
休業日	年中無休			

2、当事業所の指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業の特徴等

(1) 運営の方針

- ① 訪問介護員は、ご利用者が要介護状態又は要支援状態・事業対象者なった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助、その他生活全般にわたる援助を行います。
- ② 事業の実施に当たっては、市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) サービス利用のために

事 項	備 考
ホームヘルパーの変更	変更を希望される方はお申し出ください。
従業員への研修の実施	年5回接遇や介護技術等を実施しています。
サービスマニュアル	サービスマニュアルに添った適切なサービスを提供します
その他	

3、サービスの内容

(1) 訪問介護（要介護1～5の方）

① 身体介護

- ・食事介助・・・食事の介助を行います
- ・入浴介助・・・入浴の介助または、入浴が困難な方は体を拭く(清拭)等を行います
- ・排泄介助・・・排泄の介助、おむつ交換を行います
- ・衣服の着脱介助・・・衣服の着脱の介助を行います
- ・体位変換介助・・・体位の変換を行います
- ・通院介助・・・通院の介助を行います
- ・その他必要な身体介護を行います

② 生活援助（要介護1～5の方）

- ・買い物・・・ご利用者の日常生活となる物品の買い物をを行います
- ・調理・・・ご利用者の食事の用意を行います
- ・洗濯・・・ご利用者の衣類等の洗濯を行います
- ・掃除・・・ご利用者の居室の掃除や整理整頓を行います

③ 通院等乗降介助（要介護1～5の方）

- ・通院等のための乗車または降車の介助を行います。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業

- ・食事介助・・・食事の介助を行います
- ・入浴介助・・・入浴の介助または、入浴が困難な方は体を拭く(清拭)等を行います
- ・買 物・・・ご利用者の日常生活となる物品の買い物をを行います
- ・調 理・・・ご利用者の食事の用意を行います
- ・洗 濯・・・ご利用者の衣類等の洗濯を行います
- ・掃 除・・・ご利用者の居室の掃除や整理整頓を行います

4、利用料金

(1) 利用料

① 訪問介護

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払を受けるものとする。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

[利用料—基本料金・昼間—] (1割負担分) (令和7年4月1日施行)

身体介護	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
	268円	426円	624円
生活援助	20分以上 45分未満	45分以上	
	197円	242円	
身体介護 + 生活援助	20分以上 45分未満	45分以上 70分未満	70分以上
	340円	411円	482円
通院等乗降介助	1回	107円	

※当事業所は、特定事業所加算Ⅱの届出をしているため、基本単価に10%を乗じた額を加算した単価の適応となっております。

※上記利用料金に介護職員等処遇改善加算Ⅰ(24.5%)を別途徴収させていただきます。

※基本料金に対してサービスの提供開始時間が早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯のときは25%増し、深夜(午後10時～午前6時)帯は50%増しとなります。

※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様のケアプランに定められた時間を基準とします。

※やむを得ない場合で、かつ、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※通院等乗降介助のサービスを利用の方は、車代として片道3kmまで300円とし、以後1km増すごとに100円加算します。

※事業所の車を利用し、身体介護(通院・外出介助)サービスを利用の方は、車代として片道3kmまで200円とし、以後10kmまで1km増すごとに30円、10kmを超えてから1km増す毎に100円加算します。サービス提供実施地域以外の目的地への身体介護(通院・外出介助)サービスを利用の方は、通常車代の他に片道500円加算とし、ストレッチャー対応は片道200円加算とします。

② 介護予防・日常生活総合事業に係る第1号訪問事業

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)は、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

【利用料 1月につき】

ア 週1回の利用の場合	1, 176円/月
イ 週2回の利用の場合	2, 349円/月
ウ 週2回を超えての利用の場合	3, 727円/月

(※週2回を超えての利用は要支援2の者に限る)

※上記利用料金に介護職員等処遇改善加算Ⅰ(24.5%)を別途徴収させていただきます。

③<加算>

初回加算⇒200単位/月

新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合算定。

緊急時訪問介護加算⇒100単位/回

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合算定。

(2) 交通費

上記1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、介護従事者が訪問するための交通費の実費をご負担していただくこととなります。

(3) その他

ア お客様のお住まいで、サービス提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担となります。

イ 料金の支払方法

毎月、5日までに前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

5、サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等で申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

※居宅サービス計画(ケアプラン)又は介護予防サービス計画、訪問型サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

ア お客様の都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1か月前までに文書で通知します。

ウ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・お客様が亡くなられた場合

エ 契約解除

- ・当事業所や関連施設などにおけるハラスメント行為や問題行為を、お客様又はご家族様を含めた関係者において確認された場合、また、過去にも同じような行為があったと確認された場合はサービスを終了させていただく場合がございます。

6、サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者 訪問介護員

苦情解決責任者 管理者

苦情解決総括責任者 理事長

電話 0173-38-3382 FAX 0173-38-0661

受付日 年中

受付時間 午前8時30分～午後5時

(2) 苦情処理体制

・ 苦情処理手順

- ① 苦情があった場合、苦情担当者がご利用者(ご家族)に直ちに連絡を取り苦情を確認する。または、直接訪問するなどして詳しく事情を把握する。担当者からも事情を確認する。
- ② 処理結果については管理者に報告するとともに、必要であると判断した場合は、関係機関を含めて検討会議を行う。
- ③ 検討の結果、速やかに具体的な対応を打ち出し、記録を台帳に保管して、再発防止に役立てる。

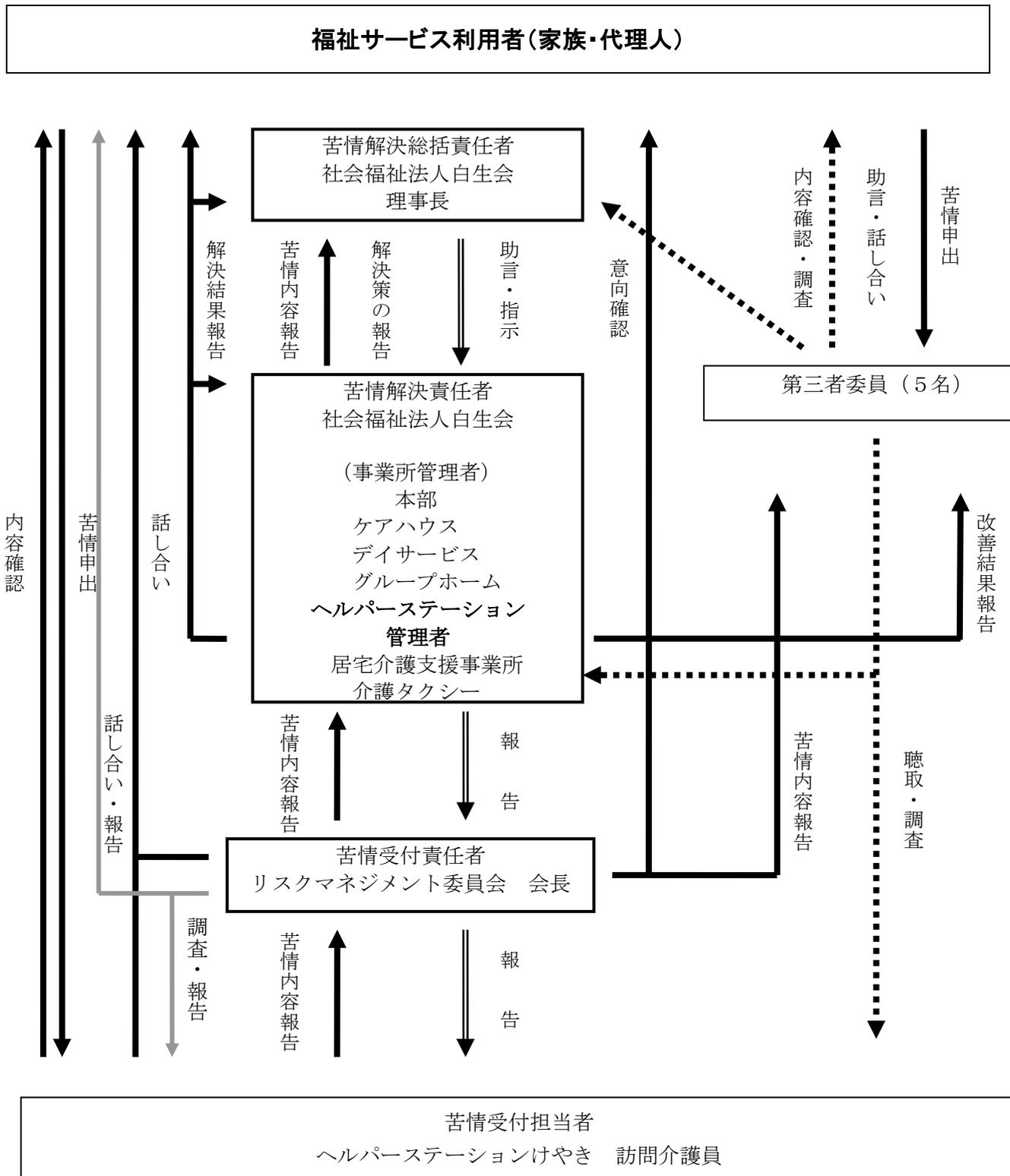
(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 五所川原市介護保険課 0173-35-2111 (内線2458)

イ 青森県国民健康保険団体連合会 (苦情処理委員会) 017-723-1336

社会福祉法人白生会苦情解決組織図



7、緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	氏名			
	連絡先		電話番号	
ご家族	氏名			
	連絡先		電話番号	

8、事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償をいたします。【当事業所はあいおいニッセイ同和損保株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。】

9、秘密の保持について

- (1) 当事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従事者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 事業者では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を用います。

10、虐待防止に関する事項

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

11、身体拘束について

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12、感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともにその結果について、職員に周知徹底しています。
- ④ 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤ 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13、業務継続に向けた取り組みについて

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14、その他

この重要事項説明書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、ご利用者またはご家族と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

附 則

平成21年4月1日 介護報酬改定及び特定事業所加算（Ⅱ）算定により、変更。
指定訪問介護重要項説明書及び指定介護予防訪問介護重要事項説明書を
一本化とする。

平成22年4月1日より施行する。

平成23年4月1日より施行する。

平成24年4月1日より施行する。

平成25年4月1日より施行する。

平成26年4月1日より施行する。

平成27年4月1日より施行する。

平成28年4月1日より施行する。

平成29年4月1日より施行する

平成29年12月14日より施行する。

平成30年4月1日より施行する。

平成31年4月1日より施行する。

令和元年10月1日より施行する。

令和2年4月1日より施行する。

令和3年4月1日より施行する。

令和4年3月1日より施行する。

令和4年10月1日より施行する。

令和5年4月1日より施行する。

令和5年9月1日より施行する。

令和6年4月1日より施行する。

令和6年6月1日より施行する。

令和7年4月1日より施行する。

令和 年 月 日

指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 青森県五所川原市字敷島町1番地3
名称 社会福祉法人白生会ヘルパーステーションけやき
電話 0173-38-3382
FAX 0173-38-0661

説明者氏名

私は本書面により、事業者から指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者

住所

氏名

電話

代理人

住所

氏名

本人との関係

個人情報利用同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用について、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターと介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記 (1)の外、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター又は介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師、看護師等に説明する場合。

2 個人情報を提供する事業所

- (1) 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に記載されている介護サービス事業所
- (2) 病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）

3 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用にさいては、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

令和 年 月 日

社会福祉法人白生会 ヘルパーステーションけやき 殿

住 所
氏 名

(家族) 住 所
氏 名